

最高裁秘書第1889号

平成31年4月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

3月27日付け（同月28日受付，最高裁秘書第1715号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「後見人等による不正事例についての実情調査結果」と題する文書（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

後見人等による不正事例についての実情調査結果

○ 報告対象期間

平成30年1月から12月までの12か月間

○ 報告対象事件

後見人等による後見等事務の問題を把握して、解任等の最終的な措置をとった事例（不正行為がなかった事例を除く。）

※ 後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人及び未成年後見監督人をいう。

※ 家庭裁判所が後見人等による不正行為を確認し、報告対象期間中に後見人等に対する最終的な措置を終えた事例であり、必ずしも不正行為そのものが当該期間中に行われたものではない。

○ 報告された事件数

250件

○ 被害総額（被害額が特定できない7件を除く243件の合計）

約11億3000万円（100万円単位四捨五入）

※ このうち、専門職による不正事例は18件、被害総額（18件の合計）は約5,000万円（100万円単位四捨五入）であった。

※ なお、事件数及び被害総額は、いずれも最高裁判所事務総局家庭局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。